

# 技術変化による韓国特許制度の変化(イノベーションによる特許制度の変化)

漢陽大学校 法学専門大学院 教授

尹宣熙

# 1.初めに

- イノベーションによって韓国の特許制度がどんなに変わって来たかについて説明
- 特許制度は各国の産業政策によって変わっているし、このような産業政策はその国の政治、文化、経済、宗教、技術、社会環境などによって決められる。
- 特に特許法と特許政策は国内産業と技術水準によって決まり、産業技術発達により変わっている。また、一つの変化の要因は外部要因によって変わる場合もある。例：すなわち、通商圧力や条約,FTA締結など。

# 目次

- **技術の暗黒期 (1945年以前)**
- **南北分断及び再建の時期(1945年 ~ 1960年)**
- **経済成長及び社会安定期(1960年代と1970年代)**
- **国際的な流れに合わせる時期(1980年代)**
- **先進国レベルにアップ (1990年代)**
- **グローバル 코리아 を目指して(2000年代)**
- **特許制度の国際的統一化(特許出願 世界4位)**

## 2.特許制度胎動期 (技術の暗黒期(1945年以前))

- 韓国工業所有権制度生成は、旧韓末の実学者である池錫永先生が産業発展のために特許権と著作権制度を実施しなければならないと上書を提案したことに對して、高宗が内閣として施行するように命を下げたのが韓国の特許制度実施のための最初の施策だとする。
- 1908年特許・意匠・商標に関する勅令を公布
- 1946年1月4日特許行政創設委員会を設置して、すぐ産業財産権行政組織及び作用に関する法令制定に取り掛かって10ヶ月後の11月22日、米軍政法令第44号で特許院設置令を制定して韓国の最初の産業財産権行政機構である特許院を鉱工局内に設置して基本的な特許行政制度を創設したが、まともに実施されることができなかった。
- 当時過渡期的な社会情勢によって広く周知されることができなくてたとえ出願件数は少なかったが、この制度によって社会混乱期に発明考案者の保護はもちろん産業財産権行政の基盤確立に大きな寄与をしたと評価されている。
- 1946年設立された特許院では李采鎬特許院長を含めた一専門家たちと米軍である Oswald M. Milmore 少領などを中心に先進特許制度、特にアメリカ特許法及び日本特許法を参照にして特許法制定作業に取り掛かった。1946年5月には下書きを完成し、特許法施行のための施行規則も同時に完成して検討を経て1946年10月15日朝鮮軍政長官であるアメリカ陸軍所長アーチ.エル. ローチが軍政法令第91号に公布して1946年10月15日から施行するようになった。これが韓国最初に制定されたいわゆる‘1946年特許法’だ。

# 3. 経済成長及び社会安定期(1960年代と1970年代)産業社会への転換期

## 特許法の新しい制定(1961年12月31日法律第950号)

1960年5月16日軍事革命によって樹立した軍事革命政府は、革命事業の一つとして当時のすべての法令に対する整理作業に取り掛かった。その頃施行されていた法令は、1945以前から実施されていた日本法令、米軍政庁で制定された軍政法令、大韓民国政府樹立の後に韓国政府によって制定された法令、民主党政府によって制定されたことなどが混在されて形式上には有効なことでも実質的に死文化されたこと、または現実にふさわしくないこと、矛盾したことなどが併存されていた。このような法令に関する整備作業の一環で当時立法機能までを担当していた国家再建最高会議においては特許法に対しても新しい制定作業に取り掛かった。

軍政法令として制定された1946年特許法を取り替える新しい特許法の制定作業は軍事革命後に始まったことではなかった。軍事革命以前からその制定作業が始まって、1959年2月には新しい特許法案を完成して法制処まで回付したことがあるが、5・16軍事革命により中止された。5・16軍事革命後再度の制定作業の後、完成された特許法案は当時立法機能を持った国家再建最高会議議決を経て1961年12月31日付法律第950号に公布施行されたし、同法は9章58条と付則で構成された韓国の主権によって制定された現在の特許法のものである。

## 特許法の一部改正(1963年3月5日 法律第1293号)

新しい特許法を施行してから1年後に運営上現われた不合理な事項と不備事項を補完し、特許制度の国際化にも備えるために必要な事項を規定するために改正した。ここに国家再建最高会議の議決を経て1963年3月5日 法律第1293号に公布して30日が経過した日から施行された。

# 4.産業社会への定着

1973年特許法全文改正(1973年2月8日 法律第2505号)

韓国は1960~1970年代初めの間に、三回の経済開発計画の遂行で経済の急速な成長が続いていたし、このような持続的な発展を裏付けるために、自主技術の開発はもちろん、国際化時代と自由競争時代に備えた産業基盤の構築が急に要請されていた。しかし、1961年軍事革命政府による旧法令の整備事業の一環として制定された特許法は以上のような社会的、経済的与件に照らして見るといろいろに不備・不合理な面があった。ここに特許出願に対する審査と審判機能の厳正を期すると同時に、権利の濫用を防止することにより、企業の自由な活動を阻害する特許制度の副作用をとり除いて、新しくて有用な発明に対してはこれを強力に保護することによって国家産業の発展に寄与できる新しい特許法が要求された。特に日本との工業所有権保護協定の締結を控えて近代法としての体系を取り揃えろえた全文改正形式で特許法を改正した。

改正された主要内容は、

- 1) 韓国の技術開発水準に照らして特許を受けることができない発明に用途<sup>よう</sup>と発明と原子核変換方法によって製造できる物質の発明を追加(第4条)
- 2) 国際的に交通通信が高度で発達するに伴って先進国での古い技術が偽装出願されることを防止するために出願前に外国で頒布された刊行物に載せられた発明も新規性がないと規定する。いわゆる準インターナショナリズムを採択した(第6条第1項第2号)。ただ外国で頒布された刊行物の種類は大統領令に定めて刊行物種類を限定した。
- 3) 輸出品に対しては特許権侵害紛争の中にあっても対外信用を考慮してまず輸出をして損害賠償は別に解決する。すなわち、通関手続きが終わった輸出貨物は差し押えができないようにした(第40条)。
- 5) 特許権者の独占によって国際市場の要求に応じることができない時には第三者に強制実施権を許与できることによりで対外信用維持と外貨獲得の増大を期する(第45条)。
- 6) 特許発明の積極的な活用と産業化のために事業実施と実施報告を義務化し、3年以上実施しない特許権を取り消しまたは強制実施権を許与できるようにした(第45条)。

全文改正された特許法の一部改正(1973年12月31日 法律第2658号)

韓日間には商標権に関する保護協定を締結したのに相次ぎ、1973年1月25日に特許権及び実用新案権に関する相互保護協定を締結するようになった。ここに同協定の発効を控えて同協定の発効によって発生できる問題に対する補完事項を規定するために、1973年2月8日全文改正された特許法に対して、その施行を控えてその一部を改正した。

その主要改訂内容は

- A. 特許出願に対する優先権主張に関して以前には条約、協定または法律によってわが国民に優先権を認める国家の国民がこれができるようにしたが、この中で法律を削除して条約または協定によって優先権を認める国家の国民だけが優先権主張ができるようにした(第42条)。
- イ. 特許法第69条第1項の無効事由の中で第5号及び第6号を新設して次の事項を追加した。
  - 特許発明の明細書または図面にその特許発明の実施に必要な事項を記載しないか不必要な事項を記載してその発明が属する技術分野で通常の知識を持った者が容易くその実施ができるほどにその発明の目的構成及び効果が記載されていない時
  - 特許請求の範囲に発明の詳細な発明に記載した発明の構成になくなくてはならない事項のみが記載されていない時

# 5. 国際的な調和(1980年代)

## 国際的な流れに合わせる(1980年代)

### パリ協約加入と特許法改正(1980年12月31日 法律第3325号)

1970年代から継続的に成長していた韓国経済は、1980年代に高度産業国家への発展をするために国内技術の開発促進と先進外国技術の早速な導入が切実だったし、これを裏付けるための特許制度の改善と補完が要求された。特に国際的でも特許制度は国際的な交通の発達と経済の国際化が進むに伴ってより一層の国際化が促進されたし、1970年代に入っては工業所有権保護に関するパリ協約の締結国を中心にWIPOが設立されてPCT・FPCが発表されるなど特許制度の国際化、統一化成り行きほどの国家にとっても当面課題になった。さらに、開放経済を志向している韓国では、このような国際的成り行きに応じるために、1979年にはWIPO条約に加入し、1980年5月1日にはパリ協約に加入した。

#### 主要改正内容

- 1) 現代の高度で多様な発明を詳細に記述して権利保護の限界を明確にして特許請求範囲の記載方法の国際化成り行きに合わせて特許請求範囲 記載において多項制を採択した(第8条)。
- 2) 発明の内容を公開して企業間の重複研究と不必要な二重投資を防止するために出願公開制度を採択した(第83条の2)。
- 3) 審査処理の促進を期するために審査請求された出願に対してだけ審査をする審査請求制度を採択した(第80条の3)。
- 4) 韓国がパリ協約に加入するによってパリ協約 同盟国国家間の共通規定である同盟国国民に対する内国民待遇と同盟国国民間の優先権主張の根拠を拡充した(第40条及び第42条 など)。
- 5) 出願の補正に関して時期と内容を具体的に制限して補正することができる限界を明示した(第10条の2 及び 3)。
- 6) 緊急処理を要する出願に対しては他の出願に優先して審査することができるようにした(第80条の4)。
- 7) 出願公開制度を採択するによって特許出願した発明が当該特許出願日以前出願して当該特許出願日後に出願公開または公告された他特許出願の出願書に添付された明細書に記載した発明と同一な場合には特許を受けることができないように特許要件を追加した(第6条の2)。

### PCT 加入に備えた特許法改正(1982年11月29日 法律第3566号)

産業財産権制度はWIPO制度を中心に国際的な接近と統一化の成り行きにあり、韓国はこれに積極的に参加するために1980年にはパリ協約に加入して産業財産権の開放体制を採択した。しかし、国内技術開発の促進と同時に先進外国技術の導入活用が急に要請されて輸出市場の安定的な確保と工業所有権に関する国際協力をより一層強化するためには特許協力条約への加入が切実に要求された。政府では同条約加入の方針を決めて加入に備えた必要な事項を規定する改正作業をするようになる。

改正法の中で第6条の2 第2項、第8章の2の規定は特許協力条約が韓国に対して効力が発生した日から施行されるようにしたし、韓国は1983年5月10日、PCT加入のための寄託書をWIPOに提出して同年8月10日から韓国でPCTが効力を発生するようになったのでその日から以上の改正事項が施行された。

### 物質特許制度の導入のための特許法改正(1986年12月31日 法律第3891号)

先端技術分野を中心に熾烈に国際競争を展開している先進国では先端技術開発成果の効果的な保護のために知的財産権自体を強化した。のみならず、アメリカの場合は交易相手国に対して知的財産権の不十分な保護を公正貿易の重大な障害に見て、このような障害の除去のための知的財産権に対する十分な保護を強力に要求した。韓国に対してもやっぱり知的創作物に関する権利保護などが充分でないという理由で米関税法第301条の発動を示唆しながら知的財産権の完全な保護を要請して来た。韓国とアメリカは何回の通常交渉を通じて著作権、computer programの保護とともに物質特許制度を取り入れることに合意することによって特許法中関係規定を改正する。同時に何種類不備事項に対する補完と必要な先進制度を取り入れる。

韓米間の通常懸案問題の一括妥結によって特許庁では合意事項とその他必要事項に関する改正案を作成して1986年5月1日から1ヶ月間改正案の立法を予告し、その結果に基づいて最終案を確定して1986年9月5日法制処に審議を要請し、1986年10月28日次官会議、同年10月29日國務會議の審議を経て国会に提出され、同年12月18日本會議で可決され、1986年12月31日 法律第3891号で公布、1987年7月1日から施行された

# 6.特許先進国への進入期

## 1990年特許法全文改正(1990年1月13日 法律第4207号)

技術の発展と経済交流の拡大で産業財産権分野は、国際通常の重要な課題に浮上され、国内的でも技術開発の促進のために開発された技術の効果的な保護措置の必要性が拡大した。しかし、当時特許法は1961年制定された以来6回にわたって部分的な改正があったが、その間おびただしく変化された国内外の経済環境に対応するには充分でなく、また何回の部分改正による条文配列上の問題点などについて全般的な体制整備が必要な状況だった。したがって知的財産権制度の国際化及び統一化成り行きに応じて、**発明者及び権利者の権益保護を強化し、一部不合理また不備点を改善補って法の体制を権利発生手順によって整備して、条文内容を分かりやすく修正するための全文改正が推進された。**

主要改正内容は

- 1) **発明の保護対象を拡大**するために無性的に繰り返し生殖することができる塊茎・塊根・球根植物の発明と食べ物・嗜好物の発明を不特許対象から除いた(第31条及び第32条)。
- 2) 国防上必要な発明に対しては外国への特許出願を禁止、または秘密で扱うようにし、秘密解除の時まで出願公告を留保する(第41条)。
- 3) 技術情報資料の利用と特許資料の電算化のために特許出願の時明細書の要約書を提出させる(第42条)。
- 4) 外国出願に基づく特許出願に対してだけ認められていた優先権制度を国内に特許出願した後その先特許出願した発明を改良補って特許出願した後にその特許出願に対しても認めるようにして発明者の権益保護を強化した(第55条)。
- 5) 特許権存続期間が出願公告日から15年との規定を国際化成り行きに応じるために特許出願日から20年を超過できないようにする規定を変えた(第88条)。
- 6) 特許発明が国防上、公益上必要な時には政府で制限、收容、取り消し、または実施することができたことを国防上必要な時に限り收容または実施するようにし、公益上必要な時には実施だけができるようにした(第106条及び第107条)。
- 7) 特許出願前に外国で頒布された刊行物に記載したことを理由にする特許権無効審判請求は特許権の設定登録日から5年が経過した後にはできないとの規定を削除し、いつでも無効審判を請求するようにした(第98条)。
- 8) 特許協力条約第2章の規定と合わせるために国際予備審査に関する事項を決めた(第201条, 第205条及び第211条)。

## 1993年特許法改正(1993年12月10日 法律第4594号)

行政刷新及び**制度改善**課題と係わって法令改正が必要な事項及びその間運営過程で現われた不備点を改正補完するために改正が推進された。

主要改正内容は

- 1) 分割出願または変更出願の時の優先権主張書類は分割出願または変更出願した日から3月以内に提出することを明確に規定した(第52条、第53条)。
- 2) 特許権が審決によって無効になる場合には審決が確定された翌年度以後のすでに納付された特許料を請求によって返還できるようにした(第84条第1項第2号)。
- 3) 工業所有権という用語を産業財産権に変更した。
- 4) 抗告審判の場合にも出願公告決定以前の補正に関する規定(第47条第2項第3号)を準用するように追加した(第107条, 第174条)。
- 5) 優先審査の対象を出願公開以後のものに改正した(第61号)。

## 審判制度の改革のための特許法改正(1995年1月5日 法律第4892号)

既存の特許審判制度は特許庁舎内の審判所と抗告審版所において1審と2審を扱って、最後に上告審は最高裁判所で扱うようになっていた。これは争訟手続きとして不適切で違憲の素地があるという論難があって、これを受けて法院組織法を改正(1994年7月27日改正。1998年3月1日施行)して**特許法院を設置**すると同時に、特許庁舎内の抗告審版所と審判所とを統合する特許審判院を設置することで行政部内での2段階審決に対する不服の訴は特許法院の専属管轄にして、これに対する不服は最高裁判所に上告するようにして事実関係及び法律関係を法院で十分に審理ができるようにする旨の改正が成り立った。

# UR/TRIPsの内容を反映した特許法改正 (1995年12月29日 法律第5080号)

- 特許制度の大切さが目立ちながら国際舞台でも特許制度に関する最小限の要件を規定することで同制度を統一しようとする傾向が強くなり現われるようになった。特許法の統一化傾向は世界知的財産権機構(WIPO)による'統一化条約('Patent Harmonization Treaty' 1994年末以後 'Patent Law Treaty'に変更される)'とURの'知的財産権の貿易関連側面(Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPs)'という形態に可視化された。特に先進国は力強い紛争解決手続きを持つUR/TRIPsによる統一化を主張する一方、発展途上国は比較的寛大で以前から慣れている世界知的財産権機構による統一化を主張して結局両機構による統一化はそのまま独立的に推進されるようになり、TRIPsによる統一化が先に妥結された。
- 韓国も1993年12月15日妥結された'WTO 知的財産権協定(WTO/TRIPs)'内容を反映して世界貿易機構(WTO)体制に能動的に備えるための法体制を取り揃えて産業財産権制度の世界化をはかる一方、発明考案の成果を迅速に保護することにより技術産業の国際競争力を進め、行政刷新改善課題を反映して民願人の便宜をはかるために特許法を改正した。
- この改正法は1994年12月13日の公聴会及び1995年6月5日からの立法予告を経て1995年8月30日経済次官会議、1995年9月1日経済長官会議の審議を通過し、1995年10月10日国務会議通過、1995年11月30日国会通過して1995年12月29日法律第5080号に公布された。特にこの改正法は既登録された権利の中で存続期間が延長される外国権利者の特許が多くてロイヤルティー支給問題など国内製薬業界などに及ぶ問題が多いという理由により製薬業界等から施行時期の延期が力強く要請されたが、TRIPsの移行時期に関する義務問題とかみ合って結局1996年7月1日から施行するようになった。

# 7.IT技術の発達と技術融合時代開幕

## 登録後の異議申立制度導入による特許法改正(1997年4月10日 法律第5329号)

技術の開発速度が早めになり、権利の早期付与に対する社会的要請が強くなることに伴い、アメリカの19ヶ月、日本の24ヶ月に比べて37ヶ月もかかる韓国の**特許審査処理期間**が問題になって特許無用論まで登場した。これを受けて特許庁では**制度改善、人力増員、電算化**などの課題を総合的に推進して2000年まで審査処理期間を24ヶ月に縮つめさせる中長期計画を樹立したし、その中制度改善の一環で登録前の異議申立制度から登録後の異議申立制度への変更を推進した。

### 主要改正内容は

- 1) 登録前、出願公告及び異議申立制度を廃止して登録の後登録公告及び異議申立制度に変更した(第66条、第69条ないし第78条の2)。
- 2) 審査官は拒絶理由を見つけることができなければ直ちに特許査定をする(第66条)。
- 3) 登録公告日から3月以内に誰も異議申立が可能(第69条第1項)
- 4) 異議決定は3人の審査官合議体をもって行う(第71条第1項)。
- 5) 異議申立に対する答弁書提出期間内に審査官の職権審理に対する意見書提出期間内に明細書または図面の訂正請求が可能(第77条)
- 6) 異議申立中に無効審判は請求できるが訂正審判は請求できない(第136条第1項)。
- 7) **特許文書の効率的な電子化のために電子化機関を指定することができる根拠規定を新設して特許公報を電子的媒体(CD-ROM)で発行するのも可能(第217条の2、第221条第2項第3項)。**

## 2001年 特許法 改正(2001年2月23日 法律第6411号)

特許制度の国際的調和及び審査審判の迅速<sup>じんそく</sup>な手続き進行をはかり、技術及び審査環境の変化を反映した。また特許権の保護を強化すると同時に特許関連用語を一般人が理解しやすく改善した。さらに、二重出願制度の効率<sup>せうりつ</sup>的な運用を通じて実用新案先登録制度の利用を拡大して実用新案権の保護を強化するために関連規定を整備した。

### 主要改訂内容は

- 1) **インターネットなどに開示された技術情報**が雑誌や図書などの形態に刊行された技術情報と同じ位の情報性を持っているし、科学技術係で一般的に利用されている点を反映して新たに**新規性喪失事由**に追加した(第29条第1項第2号)。
- 2) 新規性喪失例外規定の適用範囲を拡大して出願発明が発表発明より改良された場合にも適用されるようにし、インターネットを通じて公開された技術に対しても新規性喪失例外事由に追加した。また学術団体と係わって法令を明確にしたし、博覧会の制限をなくした(第30条第1項)。
- 3) 審査官が特許決定の謄本を送達する前まで自ら補正することができるし、既存の要旨変更禁止を新規事項追加禁止に変更してこれを違反する場合を拒絶理由にした。また補正の結果新しい新規事項が追加される度に拒絶と補正の繰り返しによる手続きの引き延ばしを防止するために最後拒絶理由通知制度を導入した(第47条)。
- 4) 最後拒絶理由通知制度に対する補正及び特許拒絶決定に対する不服審判請求の時の補正において特許請求範囲の補正を制限して(第47条)、補正却下に対する別途の不服手段を置かないで特許拒絶決定に対する不服審判でこれを争うようにした(第51条第3項)。
- 5) 優先権主張の追加または補正を認めたとし(第54条第7項、第55条代5項)、特許庁間電算協力体制構築を反映して産業資源部令が定める国家において行われた出願を基礎で優先権主張をする出願の場合優先権証明書類を提出しなくても良いように規定した(第54条ただし書き)。また国内優先権主張の場合、先出願が実用新案登録出願の場合、後出願の出願と同時に先出願が取り下げられる(第56条第1項)。
- 6) 異議申立制度と係わって申し込み期間、申し込みの併合分離、申し込みの取り下げ時期、訂正請求制度、審査官除斥制度などを改正した(第69条第1項、第73条、第76条第1項、第77条、第78条の2など)。
- 7) 特許権保護を強化しようと特許料未納によって実効された権利救済(第81条の2)、損害額推定規定(第128条第1項)を置き、侵害に対する法廷刑量を強化した(第225条第1項、第230条)。
- 8) 商標法の**立体商標導入**を反映し(第98条)、行政訴訟法の改正を反映して行政審判または行政訴訟の選択を認めた(第115条、第224条の2)。
- 9) 職務発明に対する補償規定を整理し(第40条)、特許出願書等の記載事項を簡素化した(第42条第1項、第69条第2項、第75条第1項、第90条第1項、第92条第1項、第140条第1項、第140条の2第1項、第162条第2項、第203条)
- 10) 大統領令が定める出願の場合、出願公開の前にも優先審査ができる(第61条)。

# 8. グローバル 코리아 を目指して(2000年代)1

## 2001年12月31日の一部改正[施行 2002年7月1日 法律第6582号]

現行規定によれば高等教育法上の国・公立学校教職員の職務発明は国家または地方自治体が承継するようになっていて**特許権の活用や技術移転の事業化が不振**したので、今後はこれらの職務発明に対する特許権は国・公立学校の**技術移転専担組職の所有**にして技術移転専担組職が承継した国・公立学校教職員の職務発明に対しては**正当な補償金を支給**するための根拠をつくる。

## 2002年1月26日の他法の改正[施行 2002年7月1日 法律第6626号]

1960年民事訴訟法制定以来40年間、社会・経済的な多くの変化だけではなく研究実績と判例の蓄積による民事訴訟分野の持続的な発展があったにもかかわらず、現行**民事訴訟法はこのような変化**と発展を反映することができなくて迅速で公正な紛争解決を望む国民の要望に応じることができないとの指摘によって今までの制度運営経験を基にしてその間問題になった内容を全面改正して実質的で迅速な権利救済が成り立つようにすることで法律需要者である国民の便宜をはかる一方、表現においても出来るだけ国語を使って誰でもその意味を分かりやすい文章構造を改善するなど全面的で根本的な制度改革をした。

- ア. **知的財産権**や国際取り引きのように専門知識や取り引き実務が審理の主要内容になる特定の種類の訴えはこれに関する**専門裁判部が設置**された高等裁判所所在地裁判所に特別裁判所を認めて審理の円滑を図る(法第24条)。
- イ. 共同訴訟人の中一部の請求が他の共同訴訟人の請求と法律上両立することができないか共同訴訟人の中一部に対する請求が他の共同訴訟人に対する請求と法律上両立することができない場合には、周知的及び予備的に訴えを併合して一つの訴で申し立てるように許容することで紛争の統一的解決をはかる(法第70条)。
- ウ. 単独事件の訴価が上向きされて裁定単独事件が継続増加して複雑で専門的な単独事件が増えるに伴い弁護士ではない訴訟代理人を許容する事件の範囲を単独事件中最高裁判所規則で決める一定額以下の訴価を持った事件に限定する(法第87条及び第88条)。
- エ. 訴訟手続きを迅速で弾力的に運営するために攻撃防御方法は訴訟のプロセスによって適切な時期に提出するようにして、特定の事項に対する主張を提出するか証拠を申し込む期間を決め、その期間を越す時には正当な事由を召命しない限りこれを提出することができない(法第146条及び第147条)。

## 2002年12月11日 一部改正[施行 2003年5月12日 法律第6768号]

特許料の一部を不足に納めた場合、補填できる機会を与えることにより特許出願人または特許権者の意思と異なる特許に関する権利が喪失される場合を防止する一方、韓国が加入している特許協力条約(PCT)が改正されて国際特許出願の翻訳文提出期間などの変更に伴い、これに合わせて関連条項を整備した。

## 2004年12月31日 他法 改正[施行 2005年7月1日 法律第7289号]

法令に対する国民の基本的な理解度を深めてデザインの創作が奨励されることできるように以前の意匠という用語を国民に親しいデザインに変更して、**字体をデザインの範囲**に含ませてデザイン権に設定登録された字体を保護し、高い水準のデザイン創作を誘導するためにデザイン登録に対する創作性の要件を強化する一方、その他に現行制度の運営上現われた一部不備点を改善・補おうとした。

# 8. グローバルコリアを目指して(2000年代)2

2005年3月31日 一部 改正[施行 2005年3月31日 法律第7427号]

以前**民法**の親族の編に規定されている**戸主**を中心に家を構成する戸主制度は両性平等という憲法理念と時代変化に符合しないのでこれを**廃止**して、同姓同本結婚禁止制度と親生父人の訴えの除斥期間を憲法不適合致決定の旨によって合理的に調整し、入養制度の現実を反映して養子の福利を増進させるために養親と養子に親族関係を認めながら養親の姓と本に従うようにする親養子制度を導入した。

2005年5月31日 一部 改正[施行 2005年12月1日 法律第7554号]

発展途上国及び最貧国の公衆保健問題を解決するために世界貿易機構(WTO)で「貿易関連知的財産権に関する協定」の一部規定の効力を留保する決定を受けて同決定内容を反映する一方、実施中の特許発明の特許権者が特許料を納めなくてその特許権が消滅した場合に一定期間内にこれを回復することができる制度に改正することで権利者の保護を強化した。

ア. 特許権の回復(法第81条の3 第3項、新設)

追加納付期間以内に特許料を納めなかったか保全期間以内に保全しなくて実施中の特許発明の特許権が消滅した場合にその特許権者は追加納付期間または保全期間満了日から3月以内に特許料の3倍を納めてその消滅した権利の回復を申し込みできる。

イ. 通常実施権設定の裁定(法第107条)

特許発明を実施しようとする者は、自国民多数の保健を脅威する疾病を治療するために医薬品を輸入しようとする国家にその医薬品を輸出できるように特許発明を実施する必要がある場合には特許庁長に対して通常実施権設定に関する裁定を請求するようにして、これに対して特許庁長が裁定をするにおいては裁定を受ける者に生産される医薬品全量を輸入国に輸出することを条件にする。

2006. 3. 3, 他法改正[施行 2006.9.4、法律第7869号]

発明奨励補助金交付のための根拠規定を法律により明示的に規定することで裁量行為の透明化を具現して、職務発明補償と係わった紛争などを訴訟外大体的紛争解決システムを通じて効果的・経済的に解決するための方案として産業財産権紛争調停委員会の調整の効力を強化する一方、国家科学技術革新のための職務発明の役目が増大されるによって職務発明を活性化して職務発明に対する補償を強化するために職務発明に対する補償基準及び手続きなどを体系的に整備して、「特許法」と「発明振興法」にそれぞれ規定されている職務発明関連規定の統合及びその他現行制度の運営上現われた一部不備点を改善・補おうとする。

# 8.グローバルコリアを目指して(2000年代)3

## 2007. 1. 3, 他法改正[施行 2007.7.4、法律第8171号]

**急変**きゅうへんする情報化推進環境に対応するために行政情報を共同活用することができる対象を行政機関外に公共機関などで拡大して、行政情報に対する保安機能を強化して、電子政府関連事業に対する重複投資を防止することにより**電子政府支援事業を効率的に推進**するようにするなど現行制度の運営上現われた一部不備点を改善・補おうとする。

## 2007. 1. 3, 一部改正[施行 2007.7.1、法律第8197号]

特許出願人の特許出願の便宜を増進するために特許出願明細書の作成時、発明の説明に関する記載要件を緩和して、特許出願人が保護を受けようとする特許出願書の特許請求範囲に対して以前に特許出願の時に記載するようにしたことを特許出願後出願公開の前まで十分な時間を持って記載するようにして、特許審査官が特許出願に対してその決定の前に拒絶理由をあらかじめ通知する時には拒絶理由がある事項を皆明示してその拒絶理由を具体的に記載するようにする一方、その他に現行制度の運営上現われた一部不備点を改善・補おうとする。

## 2007. 4.11, 他法改正[施行 2007.4.11、法律第8357号]

法治国家での法文章は一般国民が易しく読んで理解してよく守るようにしなければならないことは勿論、国民の正しい言語生活のためのお手本にならないといけないのに、私たちの法文章には用語などが難しく理解しにくい場合が多くて文章構造も語文 規範に合わなくて国民の日常的な言語生活と距離があると指摘がある。

これによって法的簡潔性・含蓄性と調和を成す範囲で、**法文章の表記をハンゲル化して難しい用語を易しい国語**に整える。

このようにすることで一般国民が易しく読んでよく理解するようにして、国民の言語生活にも当たる法律になるようにして、従来公務員や法律専門家中心の法律文化を国民中心の法律文化に変えようとするところに寄与しようとするのだ。

## 2008.2.29, 他法改正

ボーダレスな無限競争時代に国民に希望を与える政府になるために、私たちの未来に関する戦略企画機能を強化して、政府の干渉と介入を最小化する小さな政府構築を通じて民間と地方の創意と活力を引き立てる一方、必ずすべきことは確かにするが国の生活をつましく運営して国民負担を減らし、仕切りなしに柔軟で創意的に働く政府を構築するように企画予算処と財政経済部を統合して企画財政部を新設するなど**政府機能を効率的に再配置**しようとする。

## 2009年1月の改正理由は、制度の現実化

韓国語が世界9番目に「特許協力条約」で規定する国際公開語に採択されることによって国際公開に関する特例規定を整備して、特許出願人に特許を受ける機会を最大限保障してできるだけのように再審査請求制度を取り入れて、その他に現行制度の運営上現われた一部不備点を改善・補おうとする。

1. 審査前置制度を廃止して再審査請求制度を導入
2. 特許出願明細書または図面の補正に対する制限要件緩和(第47条)
3. 審査官による職権補正制度導入(第66条の2)

# 9.おわりに

グローバル市場では土地・資本などの有形資産から技術力などの無形資産中心の知的財産基盤競争構図への変化

- 技術革新に伴う長期的課題と短期的課題で区別が必要
- 核心知的財産を発掘
- IP保護・創造・活用のための体系的な制度構築が必要
- 核心知的財産を振興事業として展開
- R&Dと技術標準化と連携, そして特許プール制度の積極的な活用方案
- 特許法体系を現実にあわせる改編が必要
- 特許審査ハイウェー(PPH) などのために専門家育成(通常専門家,研究者など)が必要

ご清聴ありがとうございました。

漢陽大学校 法学専門大学院 教授  
尹 宣熙